

会津若松市手話言語及び  
コミュニケーション手段  
に関する条例  
(解説)

令和5年3月  
会津若松市健康福祉部  
障がい者支援課

## （前文）

障がいのある人も障がいのない人も、地域で安心して暮らしたいという思いは市民の共通の願いであります。その実現に向けて、お互いに理解し合うことが必要であり、言語をはじめとしたコミュニケーションの手段は、情報を得て意思疎通を図るうえで大切な役割を担っています。

その中でも、ろう者のコミュニケーション手段である手話は、ろう者が日常生活を営むために欠くことのできない言語であるということについて、市民の理解を深め、普及させていく必要があります。

また、障がいのある人が、日常生活において意思疎通を円滑に図るために、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を選択して利用することが大切であり、コミュニケーションの手段についての理解を促し利用しやすい環境を整えていく必要があります。

これらを踏まえ、手話が言語であることを普及させるとともに、障がいのある人が必要とするコミュニケーション手段の利用を促進することにより、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らす共生社会を実現するため、この条例を制定します。

## 《趣旨》

前文では、条例制定の必要性や目的などを示しており、各条文の解釈の基準となるものです。

障がいの特性に応じ、多様なコミュニケーション手段があることについて、市民、事業者等に対し理解を深め普及するとともに、コミュニケーション手段を選択して利用できる環境の整備に努めていきます。

障がいの有無に関わらず、相互にコミュニケーションが図られて、理解が深まり、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

## 《解説》

### 1 「手話が言語である」ことについての根拠法令について

平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」は、コミュニケーション手段には、手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、簡単な表現などによる多様なコミュニケーション手段があるとしています。

また、平成23年に「障害者基本法」が改正され、全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段や、情報取得・利用のための手段について、選択の機会拡大が図られることと定められました。

## 2 「手話が言語である」 ことについて伝えたいこと

ろう者のコミュニケーション手段である手話については、手指だけではなく、頭や眉の動き、ほほのふくらみ、あごの引き方、手の動く方向など様々な動きの組み合わせによって、物の名前や概念等を視覚的に表現する言語です。

過去には、ろう教育において手話が禁止され、聞こえる人の口の動きを読み取り、自分の口で話す口話教育が行われました。口話教育により情報を受け取り、伝えるには限界があり、その結果、多くのろう者は日常生活において不安や孤独、不便さを感じるばかりではなく、尊厳をも傷つけられてきたのです。

ろう者は、主に手話を言語として日常生活や社会生活を営みます。生まれつき、または同時期から聴覚に重度の障がいがあり、日本語の習得が困難だったろう者にとって、手話は単なる意思疎通の手段ではなく、日本語と同様に豊かな人間性を育み、文化的な生活を営むために必要なものです。また、手話は病気や事故等の万一の場合には、生命にも関わる大切な言語、まさに「いのち」といえるものです。

ろう者にとって、第一言語は「手話」ですが、すでに日本語を習得している中途失聴者の方にとっては、第一言語は「日本語」であり、文章の読み書きについて問題がないことが多いのです。中途失聴者の中には、手話を学び習得し使用する方もいます。

手話は、日本語とは違う独自の文法体系をもつ一つの言語であることから、他のコミュニケーション手段とは違うことを、市民の皆様に理解していただくことが大切なため、条例には「手話は言語である」ことを、特に位置付けています。

## 3 コミュニケーション手段の利用の促進

障がいのある人の情報取得については、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、格差の解消が求められています。

また、令和4年5月施行の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」においては、障がいのある人による情報の取得利用、意思疎通に係る施策推進に関する基本理念、地方自治体、事業者及び国民の責務、施策の基本となる事項等について定められました。

本市でも、障がいのある人が日常生活の様々な場面において、安心して必要な情報を得て、意思疎通を十分に図ることができる環境の整備を目指します。

## (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、その基本理念に基づいた施策の推進について定めることにより、障がいの有無に関わらず、全ての市民がお互いに人格と個性を尊重しながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

## 《趣旨》

条例を制定する目的について定めるものです。

## 《解説》

条例の内容を総括的に示したものです。

まずは、

- ・基本理念を定める
- ・市の責務及び市民及び事業者等の役割を明らかにする
- ・基本理念に基づいた施策を定める

これによって、

- ・手話言語への理解が促され、普及が進む
- ・多様なコミュニケーション手段を利用して、必要な情報の取得や、相互の情報伝達が容易にできるようになる

そうすることで、

- ・障がいのある人だけでなく、全ての市民の皆様が、安心して共に地域で暮らすことができる地域社会を実現できる

ことを、目的としています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 事業者等 市の区域内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 多様なコミュニケーション手段 手話言語、触手話、要約筆記、筆談、点字、指点字、拡大文字、音訳、平易な表現、実物や絵図の提示、身振り、重度障害者用意思伝達装置その他障がいのある人が情報取得やコミュニケーションで利用するものをいう。
- (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他障がいのある人への伝達補助等を行う支援者をいう。
- (5) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念をいう。
- (6) 合理的配慮 障がいのある人の社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、可能な範囲で最大限提供されるべき配慮をいう。

## 《趣旨》

条例内の用語について、その意味を定めています。

## 《解説》

- (1) 対象となる「障がいのある人」を定義しています。

聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人だけではなく、日常生活において情報取得やコミュニケーションに支障がある人を対象としています。身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病その他の心身の機能の障がいがある人を示します。

- (2) 「事業者等」を定義しています。

市内で事業を営む個人、法人、行政だけではなく、ボランティア活動を行う団体も含まれます。また、乳幼児、児童、生徒の通う教育、保育施設や学校も含まれます。

- (3) 「コミュニケーション手段」を定義しています。

障がいのある人が、情報の取得やコミュニケーションを行うために、その障がいの特性や個人の状況に応じて利用するコミュニケーション手段は、多岐にわたります。

平易な表現には、短い文章、ルビ表記も含み、実物や絵図の提示には、ピクトグラムやイラストも含まれます。

また、コミュニケーションボード、ファックス、タブレット、スマートフォン、人工喉頭などの用具や機器も含まれます。

なお、重度障害者用意思伝達装置は、身体が動かないため意思疎通が難しい方が視線等で文字をパソコン上に入力する装置です。

(4) 「コミュニケーション支援者」を定義しています。

手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員などの有資格者だけではなく、介助や相談業務等の職業に従事している人やボランティア、家族などの支援者も含まれます。

(5) 「社会的障壁」を定義しています。

障がいのある人の日常生活や社会参加において障壁となっているもので、次のようなものがあります。

- ・ 社会における事物（利用しにくい施設、設備など）
- ・ 制度（利用しにくい制度など）
- ・ 慣行（障がいのある人を意識していない慣習や文化など）
- ・ 観念（障がいのある人に抱くイメージ、意識など）

(6) 「合理的配慮」を定義しています。

「障害者差別解消法（平成25年制定）」に規定されており、社会の中にある障壁を取り除くために、障がいのある人から何らかの対応を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で行う、必要かつ適切な取り組みです。

平成28年には、「障害者差別解消法」の改正により、地方公共団体等への合理的配慮の義務化が規定され、令和3年には事業者に対しても義務化が規定されました。（令和3年6月4日から起算して3年以内の施行）

また、合理的配慮は、必要とされる場面において、実施に伴う負担が重すぎない範囲で行われるもので、費用や負担の程度、影響などを考慮して判断するものです。

### (基本理念)

第3条 手話が言語であることの普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進は、全ての市民が相互の理解及び人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

#### 《趣旨》

条例の目的を達成するために必要な基本的な考え方について定めています。

#### 《解説》

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が対話や交流を通してお互いの考え方を理解しようと努め、人格と個性を尊重することを基本として、「手話が言語であること」を理解したうえで手話を普及させること、そして、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用が促進されなければならないことを定めています。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、手話が言語であることの普及及び多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 前項の施策の推進に当たっては、合理的配慮を行うものとする。

#### 《趣旨》

本条は、市の責務について定めています。

#### 《解説》

##### 第1項

市は、基本理念の実現に向け、手話が言語であることの普及及び多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進を目的として、必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないと定めています。

実施する施策や関係する計画については、第8条の施策の基本方針に掲げていますので、詳しくは第8条で説明します。

##### 第2項

市は、施策の推進にあたっては、合理的配慮のもと必要かつ適切な取り組みを行います。

## (市民の役割)

第5条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進のため、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### 《趣旨》

本条は、市民の役割について定めています。

### 《解説》

基本理念の実現に向け、市民の皆様には、手話言語に対する理解を深めていただくとともに、多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進のため、協力していただくことを役割としています。

障がいのある人のコミュニケーション手段には、様々な形態があることや、器具を使用する場合があります。また、その人それぞれのコミュニケーション手段があることを理解いただき、どのような配慮が必要なのか知ること、会話が始まり、さらには交流につながります。

障がいのある人や支援者は、ぜひ周りの人達に必要なコミュニケーション手段や配慮の方法について、伝えていただきたいと思えます。障がいについて見た目からは分からない場合があり、周りの人達もどのようにコミュニケーションをとればいいのか分からず不安に思っている場合もあります。

お互いの考えが伝わることで、理解は少しずつ進みます。個々に合った適切なコミュニケーション手段を利用することからお互いの理解が始まります。

市民の皆様具体的な役割として、例示します。

- ・日常生活の中で、障がいのある人に情報が届いていないことに気づいたら、まずは挨拶や笑顔で対応をお願いします。声をかける、ジェスチャーで話しかける、筆談をする、ゆっくり短い文章で話すなど、できる範囲での対応で大丈夫です。
- ・手話講習会や点字講習会への参加をお願いします。
- ・地域において障がいについて学ぶ機会として、市の出前講座をご利用ください。
- ・地域のイベントにおいて、障がいのある人への参加呼びかけをお願いします。
- ・障がいのある人は、地域のイベントに参加する、障がい理解の講座において講師を引き受ける等、交流を図りましょう。周りの人達に、障がいについての理解を広めることができます。
- ・障がいのある人は、自分の必要なコミュニケーション手段について、周りの人達に伝えましょう。
- ・災害時には、近所に障がいのある人がいる場合は声をかけ、一緒に避難をお願いします。防災訓練にも、一緒に参加しましょう。



## （事業者等の役割）

第6条 事業者等は、第3条に定める基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段により、障がいのある人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備並びに市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、合理的配慮を行うものとする。

### 《趣旨》

本条は、事業者等の役割について定めています。

また、その事業活動を行ううえで、合理的配慮を行うことについて示しています。

### 《解説》

#### 第1項

事業者等に努めていただく「障がいのある人が利用しやすいサービスの提供」と「働きやすい環境の整備」そして、「市が推進する施策への協力」について、例示します。

「障がいのある人が利用しやすいサービスの提供」について

- ・ろう者が多く利用する病院や店舗において、手話ができる職員を配置する。
- ・店舗や銀行の窓口等において、イラストにより選択できるようにする、筆談やコミュニケーションボードを使用する、ゆっくり、分かりやすい言葉で説明をする。
- ・問い合わせや申し込みには、電話のほかにファックスやメールを使用可能とする。
- ・チラシやパンフレットには、音声読み上げコード（SPコード）をつける。
- ・必要な書類には点訳をつける。
- ・店舗等のメニューには、写真や点字をつける、必要に応じ分かりやすく説明する。

「障がいのある人が働きやすい環境の整備」について

事業者等は、費用等の過重な負担のない範囲で、雇用する障がいのある人が円滑に仕事ができるよう、障がいの特性に合わせて、相互の情報不足が生じないように必要な配慮を行います。

- ・聴覚障がいのある人に対し、仕事の内容や連絡事項を、ホワイトボード、紙面、筆談で伝える。
- ・聴覚障がいのある人に対し、会社の面談時などは市に手話通訳者の派遣を依頼する。
- ・視覚障がいのある人に対し、仕事の内容を点字、音声などで伝える。

- ・障がいの特性に応じ、仕事に必要なパソコンやソフトウェアを備える。
- ・知的障がいのある人に対し、図や写真を活用したマニュアルを作成する。業務内容は、分かりやすい言葉や短い言葉で伝える。
- ・精神障がいのある人に対し、仕事の時間配分や順番について、ホワイトボードに示す。

#### 「市が推進する施策への協力」について

事業者等の皆様も、手話言語の普及や多様なコミュニケーションについての理解を深め、どのような配慮や対応が必要なのか知っていただくとともに、第8条において説明する市が推進する施策への協力を努めるものとしています。

#### 第2項

事業者等は、事業活動を行うにあたっては、合理的配慮のもと必要かつ適切な取り組みを行うものとしています。合理的配慮については、「必要とされる場面において、その実施が加重な負担とならない」範囲で、「費用、負担の程度、事業への影響」などを考慮して行われるものです。

(訪問者等への配慮)

第7条 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障がいのある人に対して、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

《趣旨》

本条は、会津若松市を訪問し、滞在する障がいのある人について、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに努めることについて定めています。

《解説》

本市では「会津若松市観光振興条例」を定め、市、観光事業者、観光関係団体及び市民が、本市の観光都市づくりに一体となって取り組むことで、基本理念である「一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津」の実現を目指しています。障がいの有無に関わらず、多くの方々に本市を訪れていただきたいと考えます。

観光、仕事、その他の理由で本市を訪れ、滞在する障がいのある人に対しても、多様なコミュニケーション手段が利用しやすいよう、環境の整備に取り組むことが大切です。

そのためには、多くの市民の皆様や事業者等が、観光、宿泊、小売業等の仕事に取り組むうえで、合理的配慮のもと障がいに応じた情報発信や、意思疎通しやすい環境づくりや工夫を行っていただけるよう、理解の促進に向け周知、啓発を行います。

## (施策の基本方針)

第8条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画との調和をとりながら推進するものとする。

- (1) 手話言語を学ぶ機会を提供する施策
- (2) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策
- (3) 多様なコミュニケーション手段についての理解の促進に関する施策
- (4) 多様なコミュニケーション手段を利用するに当たっての環境の整備に関する施策
- (5) 多様なコミュニケーション手段による情報発信を推進する施策
- (6) 災害その他非常の事態における多様なコミュニケーション手段による情報取得を確保する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に規定する施策を推進するにあたり、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

## 《趣旨》

本条は、第4条に定める市の責務として、市が推進する施策について、定めています。

「会津若松市障がい者計画」との調和や整合性を図りながら推進すること、施策の推進にあたり、障がいのある人やその支援者、関係者から意見を聴いて尊重することを定めています。

## 《解説》

### 第1項

市は、「会津若松市障がい者計画」との整合性を図りながら、主に以下の施策に取り組んでいきます。

- (1) 手話言語を学ぶ機会を提供する施策
  - ・手話奉仕員養成講座（入門講座・基礎講座）を開催します。
  - ・出前講座において、ろう者に講師を依頼します。
- (2) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策
  - ・点字講習会を開催します。
  - ・手話通訳者の技術向上に向けた研修会、手話奉仕員ブラッシュアップ研修会を開催します。
  - ・手話通訳者の頸肩腕症候群を予防するため、健康診断を実施します。

- (3) 多様なコミュニケーション手段についての理解の促進に関する施策
- ・小中学生対象とした障がい理解の出前講座において、手話や多様なコミュニケーションについて伝えていきます。
  - ・条例の理解促進に向けてリーフレットの作成や、簡単な手話でのあいさつ等を掲載したパンフレットを作成し、啓発に取り組みます。
  - ・コミュニケーション方法の紹介や、障がい別に「配慮が必要なこと」などを具体的にまとめたガイドラインを作成し、理解の促進に取り組みます。
- (4) 多様なコミュニケーション手段を利用するに当たっての環境の整備に関する施策
- ・手話、筆談、平易な言葉等で対応します。
  - ・手話通訳者の養成を行うとともに、手話通訳者の健康を守ります。
  - ・イベント等において、点字資料の準備や手話通訳者の派遣依頼をします。
  - ・公共施設の案内表示に、「ピクトグラム」を取り入れます。
    - 「ピクトグラム」とは、絵文字、絵単語とも呼ばれ、見た目で見える案内用図記号です。
  - ・「電話リレーサービス」の登録について、啓発に取り組みます。
    - 「電話リレーサービス」とは、聴覚障がい者や発音に困難のある人が、通訳オペレーターを介して「手話」または「文字」と「音声」を通訳することで、電話で即時に連絡を取ることができます。
    - 登録をした障がいのある人の電話番号に、用件のある人から連絡をすることもできます。24時間、365日の利用が可能で、救急時、緊急時にも対応できます。
  - ・スマートフォンやタブレットを使用し、ビデオ通話アプリによる「遠隔手話通訳」の利用を広げ、生活の様々な場面で手話通訳者が通訳対応を行います。
  - ・情報意思疎通支援用具（タブレット、ファックス、スマートフォン用キーボード、パソコン周辺機器及びソフト等）を給付し、情報の発信、受信を支援します。
  - ・補装具（重度障害者用意思伝達装置）の助成を行います。
  - ・ICT技術の推進による情報取得のためのアプリ・ソフトの活用や、新たな機器の開発についての情報収集に努め、情報提供を行います。
- (5) 多様なコミュニケーション手段による情報発信を推進する施策
- ・市からの文書について、点字、ふりがな、分かりやすい言葉で作成します。
  - ・声の市政だより、点字による市政だよりに加え、手話の市政だよりを開始し、情報を発信します。

(6) 災害その他非常の事態における多様なコミュニケーション手段による情報取得を確保する施策

- ・災害時に避難所が開設された場合、音声やホワイトボードの活用などで情報発信を行います。
- ・市ホームページ「手話動画版 防災情報」について、リアルタイムでの発信を検討します。
- ・視覚、聴覚に障がいのある人に対し、「災害時電話発信サービス」の登録を進めます。
  - 「災害時電話発信サービス」とは、事前に市役所に登録をいただき、災害時には自宅の電話やファックスに、災害情報や災害時の避難に関する情報を発信するサービスです。
- ・防災訓練や、個別避難計画の策定にあたり、多様なコミュニケーション手段の確保を検討します。

第2項

市は、施策を効果的に進めるためには、障がいのある人のニーズや意見を聴いて、実効的な施策に結び付けていくことが大切であると考えます。障がいのある方やその家族、コミュニケーション支援者、関係団体、その他の関係者から意見を聴取し、施策への反映に努めます。

(財政上の措置)

第9条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣旨》

本条は、着実な施策の推進のために必要な財政措置を講ずるよう努めることを定めています。

《解説》

市は、施策の必要性を鑑みながら、予算の範囲内で必要な財政措置を講ずるよう努めます。